

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、愛媛県ニホンジカ対策植生保全協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛媛県県民環境部環境局自然保護課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、愛媛県における希少植生等をニホンジカから保護することで、生物多様性の保全等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境省からの交付金による生物多様性保全推進支援事業に関する業務
- (2) 協議会が定める保全計画を実施するために必要なその他の業務
- (3) その他協議会が定める業務

2 協議会は、前項各号に掲げる業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

## 第2章 会員

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 愛媛県
- (2) 松山市
- (3) 今治市
- (4) 宇和島市
- (5) 新居浜市
- (6) 西条市
- (7) 四国中央市
- (8) 東温市
- (9) 久万高原町
- (10) 松野町
- (11) 鬼北町
- (12) 国立大学法人愛媛大学
- (13) 学校法人加計学園岡山理科大学
- (14) 愛媛植物研究会
- (15) 特定非営利活動法人西条自然学校
- (16) 特定非営利活動法人石鎚森の学校
- (17) 愛媛県山岳・スポーツクライミング連盟
- (18) 面河溪を愛する会

- (19) えひめ森の案内人会
- (20) 愛媛県勤労者山岳連盟
- (21) 宇摩森林組合
- (22) いしづち森林組合
- (23) 越智今治森林組合
- (24) 松山流域森林組合
- (25) 久万広域森林組合
- (26) 南予森林組合
- (27) 南宇和森林組合
- (28) その他会長が特に必要と認める者

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面を

もって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により会長が判断した場合には書面により開催することができる。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会計処理規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項の規定により当該総会に出席したとみなされた者の数（第18条第1項の規定による書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は愛媛県民環境部環境局自然保護課内に置く。
- 3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(部会)

第21条 協議会は、第4条に規定する事業について専門的な調査、検討及び執行を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき会員は、会長が指名する。
- 3 部会の代表者（以下「部会長」という。）は、会長が指名する。

- 4 部会は、部会長が必要と認める場合に、随時当該部会に属する会員を招集する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会に会員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(業務の執行)

第 22 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約及びこの規約に基づき定められるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理規程
- (3) 内部監査実施規程
- (4) その他会長が特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 23 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び団体等名称を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿
- (5) 第 32 条の規定に掲げる文書に関する帳簿
- (6) 第 43 条に掲げる会長印登録簿

## 第 6 章 事業計画

(事業計画)

第 24 条 事業計画は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(出納整理期間)

第 26 条 協議会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(資金)

第 27 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 環境省からの交付金（生物多様性保全推進支援事業）
- (2) その他の収入

(収支予算)

第 28 条 協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 29 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

### (3) 金銭出納簿

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第8章 解散及び残余財産の処分

(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第30条 第4条第1項の事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施要綱等に基づき国に返還する。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 文書取扱

(文書の発行名義人)

- 第31条 文書の発行名義人は、会長又は事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

- 第32条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿（兼公印使用簿）
- (2) 文書保存簿

- 2 前項に掲げる帳簿の様式は、会長が別に定める。

(文書の登録)

- 第33条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、文書登録簿（兼公印使用簿）に登録する。
- 2 前項の登録は、当該文書の件名、施行日、收受又は施行先、発行名義人その他必要な事項を記載する。

(起案)

- 第34条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

(文書の決裁)

- 第35条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載する。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(文書の専決)

- 第36条 起案文書は、特に重要と認められる決定事項以外は、事務局長の専決とすることができる。

(文書の代決)

- 第37条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(文書の完結)

- 第38条 起案文書の決裁等が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、文書登録簿（兼公印使用簿）に完結の旨を記入する。

(保存期間)

第39条 文書の保存期間は、5年とする。

2 文書の保存期間は、協議会の事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算する。

(文書の廃棄)

第40条 文書で保存期間を経過したものは、文書保存簿から削除し、廃棄する。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を文書登録簿（兼公印使用簿）に記入し、保存しておくことができる。

## 第10章 協議会長印の取扱

(定義)

第41条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第42条 会長印は、「愛媛県ニホンジカ対策植生保全協議会会長之印」の名称を彫刻するものとする。

(登録)

第43条 会長は、会長印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を会長印登録簿に登録しなければならない。

2 会長印が廃棄されたときは、遅滞なく、前項の登録を抹消するものとする。

(使用範囲)

第44条 会長印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。

## 第11章 雑則

(細則)

第45条 実施要綱、関係する諸規程、その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、令和6年4月23日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」を「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和7年3月31日までとする。